

## 1. 2025年度事業計画と予算

### <2025年度(2025年9月～2026年8月)事業計画>

#### 1. 事業実施の方針と計画

消費者の権利擁護及び公正な消費経済市場の実現のために次の事業を実施します。

##### (1) (特定) 適格消費者団体等に対する助成事業の拡充

###### ①定例助成

消費者団体訴訟制度が円滑に活用されるよう、特定適格消費者団体及び適格消費者団体への助成事業を拡充します。この他、消費者被害の拡大防止等の活動を行う非営利法人への助成に引き続き取り組みます。

###### ②テーマを特定したクラウドファンディングとその寄付を原資とした助成に取り組みます。

・テーマ設定の段階より、適格消費者団体及び当該テーマに係る有識者・業界団体等と協議しすすめます。

##### (2) 支援業務として消費者庁より受託した業務。

①COCOLIS（消費者団体訴訟制度）ポータルサイトのコンテンツ作成業務及び運営改善等提案業務

②差止請求等成果事例集の作成（消費者及び事業者向けの周知・広報）

③ポータルサイト及び成果事例集活用促進等のための相談員向け学習会の実施

④適格消費者団体連絡協議会の企画に係る業務

⑤適格消費者団体等の業務にご協力いただける専門家リストのメンテナンス

⑥特定適格消費者団体との定期協議を次の課題で行います。

i ) 特定適格消費者団体間の交流

ii ) COCoLiS ポータルサイトを利用した対象消費者への効果的公表（公告内容の検討含む）

iii ) 簡易確定手続事務のIT化の検討

iv ) 通知事務再委託先の検討 等

##### (3) 「AIを活用した不当契約条項の情報収集を図る手法等の調査」業務（消費者庁より受託）

適格消費者団体では、約款等を読み込み不当条項を抽出する業務を行っています。AIを活用し、不当条項の可能性がある条項を一次スクリーニングすることで、約款等の読み込みの負担を軽減することを目指します。昨期実施した同種事業の課題を引継ぎ、実用化できるレベルを目指して調査・研究をすすめます。

##### (4) 「適格消費者団体と地方公共団体等の協働関係構築手法の調査・検証」業務（消費者庁より受託）

適格消費者団体と地方公共団体消費者行政の連携を促進し、差止請求制度の効果的活用を促進するため、全国を6ブロック程度に分け、双方の参加する会議を開催します。

(5) 消費者志向経営について学びの場を提供し、消費者と事業者が協働して消費者志向経営が促進されるよう消費者志向経営セミナーを実施します。

(6) 市民社会の諸課題に取り組むNPO等の団体の公益的活動と、(特定)適格消費者団体の連携が促進されるよう、情報収集等に取り組みます。

## 2. 事業の実施に関する事項（定款の規定に区分した事業内容）

## (1) 特定非営利活動に係る事業

【事業費総額計画 2724万円】

定款に記載された事業名	2025年度事業内容	事業費想定（万円）
(1) 消費者裁判手続特例法（以下、特例法という）において「支援業務」として定められた次の業務		
①特定適格消費者団体の委託を受けて行う、被害回復関係業務に付随する事務	今期は予定している業務はない。	—
②特定適格消費者団体と相手方の合意による相手方通知等の相手方が行うべき事務	今期は予定している業務はない。	—
③被害回復関係業務に関する特定適格消費者団体に対する助言、情報の公表その他の業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者庁が構築するポータルサイト及び当法人ウェブサイトにおいて、特定適格消費者団体の活動に係る情報の公表を実施する。</li> <li>・特定適格消費者団体と消費者スマイル基金の定期協議を11月、3月、7月に計3回行ない、主に次の(A) (B) の事項について協議・交流する。           <ul style="list-style-type: none"> <li>(A)簡易確定手続に係るITを活用したシステムの導入の検討</li> <li>(B)特定適格消費者団体間の被害回復関係業務に係る交流</li> </ul> </li> </ul>	244 63
④特例法第95条第1項、第2項による公表及び特例法実施のために必要な情報の収集等、内閣総理大臣の委託を受けて行う業務	消費者庁が構築するポータルサイトにおいて、差止請求の結果等についての公表業務を実施する。	336
	消費者団体訴訟制度成果事例集の作成を行う。この事例集は、消費者及び事業者に消費者被害の是正等の事例を紹介し、今後の被害拡大の未然防止に寄与するもの	469
	ポータルサイト及び成果事例集活用促進等のための相談員向け学習会の実施	54
	適格消費者団体連絡協議会の企画等支援を行う。	4
(2) 各種消費者契約被害の拡大防止のために、不当な約款・不当な勧誘行為等の差止請求権行使する団体への助成	①定例の助成を年2回行い、適格消費者団体からの申請について理事会にて検討を行い、助成を実施する。	218
	②テーマを特定してのクラウドファンディングの実施。集まった寄付金を原資に、そのテーマにかかる差止請求権行使の活動への助成を実施する。	15
(3) 各種消費者契約被害の回	①定例の助成を年2回行い、特定適格消費者団体か	128

復・防止のために、消費者裁判手続特例法を行使する団体への助成	①申請について理事会にて検討を行い、助成を実施する。	
	②テーマを特定してのクラウドファンディングの実施。集まった寄付金を原資に、そのテーマにかかる被害回復の活動への助成を実施する。	10
(4) 各種消費者被害の相談業務、注意喚起業務若しくは消費者契約被害に係る事業者への是正要請を行っている非営利法人への助成	①定例の助成を年2回行い、非営利法人からの申請について理事会にて検討を行い、助成を実施する。	64
	②テーマを特定してのクラウドファンディングの実施。集まった寄付金を原資に、そのテーマにかかる相談業務・注意喚起活動等への助成を実施する。	25
(5) 消費者被害や消費者政策に関する情報提供や消費者教育、啓発事業	助成対象団体の活動実績を紹介する助成事業報告会を実施する。	0 ※1
	消費者と事業者が協働しての消費者志向経営促進を目指し、消費者志向経営セミナーを開催する。	86
(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業	適格消費者団体の業務効率化のため、AIを活用した不当条項抽出に係る調査を実施する。(消費者庁から受託)	321
	適格消費者団体と地方公共団体消費者行政の連携を促進し、差止請求制度の効果的活用を促進するため、全国を6ブロック程度に分け、双方の参加する会議を開催する。(消費者庁から受託)	687

※1 助成事業報告会は、総会と同日に連続して開催しているため、費用について、総会関連費と一括して管理費に計上。